

平成28年12月
農林水産省

平成29年度税制改正主要事項

1. 新規・拡充事項

- (1) 生産資材価格の引下げ及び農産物の流通加工構造の改革のための法整備を前提とした次の措置の創設（所得税、法人税、登録免許税）
 - ① 同法の認定を受けた事業再編事業者が事業再編計画に記載された機械装置、建物等を取得した場合の5年間の割増償却の適用等
 - ② 同法の認定を受けた事業再編事業者が事業再編計画に基づき行う株式会社設立等に係る登録免許税の軽減
- (2) 農村地域工業等導入促進法の改正を前提とした譲渡所得の特別控除の適用範囲の拡充（対象業種の拡大等）（所得税）
- (3) 協同組合の上部団体への出資に係る受取配当等の益金不算入制度の見直し（法人税）

2. 延長事項

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の1年延長（所得税・法人税）
- (2) 農林漁業用A重油等に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）

平成 29 年 度
税 制 改 正 事 項

平成 28 年 12 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の構造改革の推進・農業経営の安定化

- 1 生産資材価格の引下げ及び農産物の流通加工構造の改革のための法整備を前提に次の措置を講ずる。
 - ① 青色申告書を提出する法人で同法の認定事業再編事業者（仮称）であるもの（同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けたものに限る。）が、その認定に係る事業再編計画の計画期間内において、その事業再編計画に記載された生産性向上設備等（仮称）を構成する機械装置、建物及びその付属設備並びに構築物の取得等をして、その法人の事業再編促進対策事業（仮称）の用に供した場合には、これらの減価償却資産について、5年間40%（建物及びその付属設備並びに構築物については45%）の割増償却が適用できることとする。（所得税・法人税）
 - ② 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、青色申告書を提出する法人で同法の認定事業再編事業者であるものが、同法の施行の日から平成30年3月31日までの間に終了する事業年度において、国内にある減価償却資産でその法人の事業再編促進対象事業に供されていたものにつき、認定を受けた事業再編計画に基づいて行った設備廃棄等に係る設備廃棄等欠損金額を適用対象から除外し、繰戻しによる還付請求することができることとする。（法人税）
 - ③ 同法に規定する事業再編計画（仮称）の認定（同法の施行の日から平成31年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けた事業再編促進対象事業者（仮称）が、その事業再編計画に基づき行う株式会社の設立等に係る登記に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずる。（登録免許税）
 - ア 株式会社の設立又は増資の登記
1,000分の3.5（本則1,000分の7）
 - イ 合併による株式会社の設立又は増資の登記
1,000分の1（純増部分については、1,000分の3.5）
（本則1,000分の1.5（純増部分については、1,000分の7））
 - ウ 分割による株式会社の設立又は増資の登記
1,000分の5（本則1,000分の7）
 - エ 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
1,000分の16（本則1,000分の20）
 - オ 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
1,000分の2（本則1,000分の4）
 - カ 分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
1,000分の4（本則1,000分の20）
- 2 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の適用期限を1年延長する。（所得税・法人税）
- 3 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）

- 4 農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税、個人住民税）
- 6 利用権設定等促進事業により農用区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の10（現行：1,000分の8）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 7 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 8 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 9 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
【経産省等2省庁共管】
- 10 収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、法案を見て措置する。（複数税目）

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 試験研究を行った場合の税額控除制度（試験研究税制）について、次の措置を講じる。（所得税・法人税、法人住民税）
 - ① 従来の「モノ」「技術」に加え、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加する。
 - ② 試験研究費総額に係る控除制度（総額型）について研究開発投資の増減に応じて、税額控除率を6～14%（現行8～10%）とするとともに、2年間の時限措置として、控除上限（法人税額の25%）について試験研究費が平均売上金額の10%を超える場合、その割合に応じて0～10%を上乗せする。
また、中小企業者等の場合については、現行制度を維持しつつ、2年間の時限措置として、試験研究費が5%を超えて増加した場合に、税額控除率（12～17%）及び控除上限（10%）を上乗せする。
 - ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）について、手続要件を企業実務に合わせて緩和する。

- ④ 平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（高水準型）について、その適用期限を2年延長する。

【経産省等7省共管】

- 2 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。（所得税・法人税）

- ① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。
- ② 中小企業投資促進税制について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。
- ④ 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び上記①の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。

【経産省等4省（③は2省）共管】

- 3 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備のうち、一定のものを加える。（固定資産税）

【経産省等2省共管】

- 4 協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずる。（法人税）

【金融庁共管】

- 5 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。（法人税、法人住民税）

【厚労省等6省庁共管】

- 6 協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（法人税）

【経産省等4省庁共管】

- 7 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）

【経産省共管】

第3 農山漁村の活性化

1 農村地域工業等導入促進法の改正を前提に、対象業種の拡大及び対象地域の見直し後も引き続き、実施計画における産業導入地区（仮称）内の一定の土地等を施設の用に供するために譲渡した場合を農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の対象とする。（所得税）

2 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却（機械・装置24%、建物等36%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【国交省共管】

3 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（機械・装置10%、建物等6%）について、過疎地域自立促進特別措置法の改正を前提に、対象事業につき、農林水産物等販売業を加えるとともに、情報通信技術利用事業を除外した上で、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【総務省等2省共管】

4 次の特定地域における工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）について、その適用期限を2年延長する（所得税・法人税）

(1) 半島振興対策実施地域

【国交省共管】

(2) 離島振興対策実施地域

【国交省共管】

(3) 奄美群島

【国交省共管】

5 東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

6 福島再開投資等準備金制度について、福島復興再生特別措置法等の改正を前提に、対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定復興拠点区域（仮称）を加える。（所得税・法人税）

【復興庁等3省庁共管】

7 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点から、次の措置を講ずる。

① 山林に係る相続税の納税猶予制度について、災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から15年（現行：10年）を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。（相続税）

- ② 公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が激甚災害の被災者等に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、当該激甚災害の発生した日から5年を経過する日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととする。(印紙税)
- ③ 震災等を事由により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして当該震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り講ずる。(固定資産税・都市計画税)

【内閣府共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林に係る相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。
(相続税)
 - ① 森林経営計画に定められている区域に存する山林のうち同一の小流域内に存するものの面積が5ha未満である一定の山林を、納税猶予の適用対象に加える。
 - ② 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により林業経営の継続が困難となったときは、一定の推定相続人に林業経営の全てを委託した場合であっても、納税猶予の継続を認める。
 - ③ 災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から15年(現行:10年)を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。(再掲)
- 2 相続税等の財産評価の適正化のため、実態を踏まえて、杉及びひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げるとともに、松について、原則として、標準価額を定めず個別に評価することとする見直しを行う。(相続税)
- 3 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の措置を講ずる。
(複数税目)
 - (1) 森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置
 - (2) 国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置
- 4 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 5 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)
 - ① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。

- ② 中小企業投資促進税制について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。
- ④ 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び上記①の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。(再掲)

【経産省等4省(③は2省)共管】

- 6 協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずる。(法人税)(再掲)

【金融庁共管】

- 7 協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%(現行:12%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(法人税)(再掲)

【経産省等4省庁共管】

- 8 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。(法人税)(再掲)

【経産省共管】

- 9 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)(再掲)

【経産省等2省庁共管】

第5 水産施策の推進

- 1 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 2 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 3 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)

- ① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。
- ② 中小企業投資促進税制について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。
- ④ 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び上記①の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。（再掲）

【経産省等4省（③は2省）共管】

- 4 協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずる。（法人税）（再掲）

【金融庁共管】

- 5 漁業協同組合等が日本政策金融公庫資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）について、対象から一定の資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設を除外し、所要の経過措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

- 6 協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）

【経産省等4省庁共管】

- 7 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）

【経産省共管】

- 8 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）

【経産省等2省庁共管】

[税制改正見直し事項（廃止）]

特定の事業用資産の買換え等の課税の特例措置について、次の見直しを行う。（所得税・法人税）

- ① 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地域内にある土地等の買換えは、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって適用対象から除外する。
- ② 船舶から船舶への買換えについて、漁船に係る措置につき、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって適用対象から除外する。